

公表用	

令和 6 年 9 月

第 15 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況
- | | | |
|------|----|---|
| 出席委員 | 11 | 名 |
| 欠席委員 | 2 | 名 |

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	欠

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 56 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 57 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
報告第 10 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 15 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 56 号から議案第 57 号までの 2 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 56 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 7 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に稗田地区の 1 件について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、稗田地区の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により川本委員の退室を求めます。
	－川本委員退室－
会長	稗田地区 1 件について地区委員より報告願います。
松本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字津積■■■■、田、646 m ² 、外 1 筆計 1414 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん 持分 1/2、■■■■さん持分 1/2。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が終わりました。稗田地区の 1 件についてご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。稗田地区の 1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、川本委員の入室を求めます。
	－川本委員入室－
会長	それでは、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います
長城委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字道場寺■■■■、畑、823 m ² 。譲渡人は、築上郡築上町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものです。書類等完備されており農

会長 西村委員	地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、西泉四丁目■■■■■、田、1238 m²、外 3 筆計 2026 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 繁永委員	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字矢留■■■■■、田、1820 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■です。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	次に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。 延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、大字吉国■■■■■、田、373 m²です。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 6 番。物件の表示は、大字吉国■■■■■、田、77 m²、外 1 筆計 1152 m²です。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 事務局	最後に、椿市地区の 1 件について事務局より報告願います。 椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字徳永■■■■■、田、650 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。父より子に贈与し所有権を移転するものとして申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 一質疑なし

会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 56 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 57 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東大橋二丁目■■■■、田、779 m²。所有者は、北九州市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 1 棟 247.6 m²、駐車場 147.5 m²、その他 383.9 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 長城	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、畑、19 m²、大字稲童■■■■、畑、59 m²、2 筆計 78 m²で計画に既存宅地 531.3 m²を含みます。所有者は、滋賀県栗東市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅及び事業用駐車場を設置するものです。自己住宅 115.93 m²、駐車場 125 m²、その他 368.37 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。■■■■さんが相続する前にすでに住宅地の一部として造成されており、始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。 延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長音寺■■■■、田、1860 m²。計画に既存宅地 1,078.92 m²を含みます。所有者は、

会長	行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地 9 区画 2275.06 m²、道路水路 597.89 m²、その他 65.97 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。すでに造成されているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。 報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 57 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、報告第 10 号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	報告第 10 号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 6 年 9 月 10 日提出。行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。記、1 申請人、■■■■ 以下 1 件。①■■■■。土地、南大橋 3 丁目■■■■、田、214 m²。理由、当該農地は 20 年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
会長	報告が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了します。以上で今回提案いたしました議案の審議、報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。6 番、船津委員、7 番、西村委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

